

## 神奈川県立スポーツセンターの利用等に関する事務処理要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例（昭和40年神奈川県条例第26号）並びに神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例施行規則（平成28年神奈川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、神奈川県立スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** 規則及びこの要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **スポーツ行事** 次に掲げるいずれかの要件に該当する行事で、営利を目的としないものをいう。
  - ア スポーツ大会（スポーツの実施を目的として短期間（当日から数日間程度の期間をいう。）で行われる国際大会、全国大会、関東大会、県大会、地区大会又はこれらの大大会の予選会等をいい、リーグ戦は含まない。）
  - イ 県民を対象として行うスポーツ教室、スポーツイベント、リーグ戦又は選手強化事業その他これらに類する行事
  - ウ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「幼稚園等」という。）の部活動の練習、体育大会等のスポーツ活動。ただし、当該幼稚園等の長の申請によるものに限る。
  - エ アからウまでに定めるもののほか、本県のスポーツ推進に資するとスポーツセンターの長（以下「所長」という。）が認める行事
- (2) **スポーツ団体** スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする公共的団体で、県又は市町村（横浜市、川崎市及び相模原市の区を含む。）の区域を単位として設立されたもので、次に掲げるいずれかの要件に該当する団体（当該団体が主体的な役割を担う実行委員会を含む。）をいう。
  - ア 公益財団法人神奈川県スポーツ協会及び加盟団体（この場合において競技団体及び地域団体をいう。）
  - イ 特定非営利活動法人神奈川県レクリエーション協会及び加盟団体（この場合において地域団体、種目団体及び領域団体をいう。）
  - ウ 一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会及び加盟団体
  - エ 神奈川県小学校体育研究会、神奈川県中学校体育連盟、神奈川県高等学校体育連盟、神奈川県特別支援学校体育連盟及び神奈川県ろう学校体育連盟
  - オ アからエまでに定めるもののほか、団体の活動に継続性及び公益性があり、アからエまでに掲げる団体に類するものとして知事が認める団体
- (3) **青少年** 18歳未満の者及び18歳以上の高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。）をいう。
- (4) **高齢者** 65歳以上の者をいう。
- (5) **障害者** 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（以下「障害者手帳」と総称する。）の交付を受けている者をいう。
- (6) **スポーツ大会等** 公共団体又は公共的団体が主催し、運営関係者が会場の設営、競技

審判及び会場整理等の運営支援を行うスポーツ大会、スポーツ教室、スポーツイベント、リーグ戦その他これらに類する行事で、営利を目的としないものをいう。

- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 一般利用 規則第7条第1項又は第2項若しくは第8条各項の規定に基づき、施設等の利用の申込みをし、利用承認を受け、施設等を利用することをいう。
  - (2) 優先利用 規則第7条第3項の規定に基づき、所長の承認を受けて規則別表第3に定める申込期間前に施設等の利用の申込みをし、利用承認を受け、施設等を利用することをいう。
  - (3) スポーツ団体等 スポーツ団体及びスポーツ団体が加盟する県を越える区域を単位として設立された団体をいう。
  - (4) 専門競技 ボクシング、フェンシング、ウエイトリフティング及び器械体操並びにスポーツセンターの専門的機能を活用し行う競技で所長が認めるものをいう。
  - (5) PFI事業者 「神奈川県立体育センター等特定事業」を受注した事業者をいう。

#### (休場日等の報告)

**第3条** 所長は、規則第5条第3項の規定により休場日を臨時に変更し又は臨時に休場日を定めたとき若しくは規則第6条第3項の規定により開場期間を臨時に変更したときは、その旨を遅滞なくスポーツ課長に報告するものとする。

#### (優先利用の手続)

- 第4条** 所長は、優先利用の承認に当たっては、別表の区分及び期間により特別優先、第1優先、第2優先の事務を処理するものとする。
- 2 所長は、優先利用の承認を受けようとするもののうち、頻繁にキャンセルを繰り返す等により他の団体の利用申込に著しい支障を及ぼすおそれがあるものについては、優先利用の申込を受け付けないものとする。
  - 3 所長は、施設等の修理その他の理由により臨時に休場する日その他管理運営上支障があると認める日は、施設等の全部又は一部の優先利用の申込を受け付けないものとする。
  - 4 所長は、県の政策上特別の配慮が必要と認める利用については、この要綱に定める基準によらず優先利用を承認することができるものとする。
  - 5 この要綱に定めのあるもののほか、優先利用の申込受付期間、優先利用を申し込みできる回数及び優先利用できる施設等の制限その他の優先利用に関し必要なルールは、所長が別に定めるものとする。

#### (優先利用基準)

- 第5条** 特別優先に該当する優先利用は、次の各号に掲げる行事等を行うための利用をいう。
- (1) 県の機関が主催するスポーツ行事（スポーツ局又は教育委員会（県立の学校を除く。）が主催するものに限る。）
  - (2) スポーツ団体等が主催する関東大会以上の規模のスポーツ大会。陸上競技及び専門競技にあっては、県大会以上の規模のスポーツ大会。
  - (3) 神奈川県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）が主催する教員研修事業
  - (4) その他所長が特に必要と認めるもの
- 2 第1優先に該当する優先利用は、次の各号に掲げる行事等を行うための利用をいう。た

だし、特別優先に該当するものを除く。

- (1) スポーツ団体等が主催する県規模のスポーツ大会及びこれに類する広域的なスポーツ大会
- (2) スポーツ団体等が主催する県内の青少年又は障害者を対象としたスポーツ行事。この場合において、青少年を対象とするものにあつては利用者（指導者、役員、保護者等直接的な利用者でない者を除く）の3分の2以上が青少年であるもの、障害者を対象とするものにあつては障害者のスポーツ利用を目的とするもので所長が認めるものに限る。次号においても同じ。
- (3) 公共的団体が主催する県内の青少年又は障害者を対象とした広域的なスポーツ行事
- (4) スポーツ団体等が主催する県内の選手強化事業
- (5) 県の機関（県立の学校を除く。）が主催するスポーツ行事
- (6) 運動場又はプール等の体育施設が整備されていない又は改修工事中で利用できない県立の学校が実施する幼児、児童又は生徒を対象とした授業又はスポーツ行事
- (7) 県内の幼稚園等が主催する幼児、児童又は生徒を対象としたスポーツ行事（部活動の練習を除く。）
- (8) 県内の市町村の機関が主催するスポーツ行事
- (9) P F I 事業者が主催する自主事業
- (10) その他所長が必要と認めるもの

**3** 第2優先に該当する優先利用は、次の各号に掲げる行事等を行うための利用をいう。ただし、特別優先及び第1優先に該当するものを除く。

- (1) スポーツ団体等が主催する県民を対象としたスポーツ行事
- (2) 県内の障害者グループが行う障害者スポーツの練習。この場合において、利用者（指導者、役員、保護者等直接的な利用者でない者を除く）のうち障害者が1人以上いるものに限る。
- (3) 県内の幼稚園等が行う部活動の練習
- (4) 公共的団体が主催する県民を対象としたスポーツ行事
- (5) その他所長が必要と認めるもの

#### （優先予約が重複した場合の選定基準）

**第6条** 所長は、優先利用の承認にあたり、優先利用の予約の申込みが同一施設等及び同一時間で重複した場合は、本県のスポーツ推進、スポーツ行事の規模及び内容、障害者スポーツの場の確保、スポーツ団体等の活動状況並びに公平性等の観点から選定するものとする。

#### （大規模スポーツ行事における優先利用の特例）

**第7条** 所長は、第5条第1項の規定に関わらず、同条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる利用で、準備等に長期間を要し、別表に定める期間における利用承認ではスポーツ行事の開催に支障があると認めるものについては、利用日の属する年度の前々年度のうち所長が定める日から別表に定める特別優先の利用予約受付期間前までに利用を承認することができるものとする。

**2** 前項の承認については、前条の特別優先の規定を準用する。

#### （宿泊室を一般利用する場合における優先利用の特例）

**第8条** 所長は、宿泊室の利用を伴って宿泊室以外の施設等の利用を希望する者については、第5条の規定に関わらず、宿泊室の一般利用の申込を受け付けるときに、宿泊室以外の施設等の利用を優先利用として受け付けることができるものとする。

2 前項の規定に基づき、優先利用を認める施設等及び優先利用できる時間等は、第4条第5項の規定に基づき、所長が別に定めるものとする。

#### (多目的フロア1を利用する場合における優先利用の特例)

**第9条** 所長は、多目的フロア1については、障害者のスポーツ利用を目的とするもの及びスポーツ団体等のボルダリング施設の利用を目的とするもの以外の優先利用は受け付けないものとする。

#### (使用料の納付の期日)

**第10条** 規則第10条第1項に規定する所長が指定する使用料の納付の期日は、所長が特に必要と認める場合を除き、施設利用の承認を受けた日から、現金の場合は施設利用まで、口座振込による場合は、利用日の7日前までとする。ただし、自動車駐車場及び自転車駐車場の納付期日は原則出庫時とする。

#### (所長が必要と認める減免)

**第11条** 規則第16条第1項第3号に規定するその他所長が特に必要と認めるときとは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 総合教育センターが公務で施設等(宿泊室を除く。)を利用するとき。
- (2) プール施設がない県立の特別支援学校がプールを専用利用するとき。
- (3) その他所長が特に必要と認めるとき。

2 規則第16条第2項第6号に規定するその他所長が必要と認めるときとは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 神奈川県EV・FCV認定カード(以下「認定カード」という。)の交付を受けた者が自動車駐車場を利用するとき。
- (2) その他所長が必要と認めるとき。

#### (認定カードによる減額)

**第12条** 所長は、前条第2項第1号の減額は、スポーツセンターの利用受付時間内に認定カードの提示を受けた場合に限り行うものとする。

#### (減免の対象範囲)

**第13条** 規則第16条第2項第2号に規定する青少年、高齢者又は障害者を対象としたスポーツ行事とは、青少年又は高齢者にあつては利用者(指導者、役員、保護者等直接的な利用者でない者を除く)の3分の2以上が青少年又は高齢者であるもの、障害者にあつては障害者のスポーツ利用を目的とするもので所長が認めるものをいう。

2 規則第16条第2項第4号に規定する障害者が施設等を利用するときとは、宿泊室にあつては障害者及びその付添人(障害者1人につき1人に限る。)が施設等を利用するときをいい、宿泊室以外の施設等にあつては障害者のスポーツ利用を目的として施設等を利用するときで、利用者(指導者、役員、保護者等直接的な利用者でない者を除く)のうち障害者が1人以上いるものをいう。

(障害者免除の手続)

第14条 規則第17条第3項に規定する所長が必要と認める書類は、障害者手帳とする。

(利用承認書等の様式)

第15条 所長は、利用承認書、減免承認書その他利用承認等に当たり必要な様式について、必要に応じて別に定めることができるものとする。

(利用状況の報告)

第16条 所長は、スポーツセンターの毎月の利用状況を翌月の10日までに、年間の利用状況を4月10日までにスポーツ課長に報告するものとする。

2 前項の利用状況の報告様式は、スポーツ課長が別に定めるものとする。

(施設等の利用制限)

第17条 第4条第2項及び第3項に定めるもののほか、所長は、次の各号に掲げる利用については、一般利用及び優先利用を承認しないものとする。

(1) プール 全面の専用利用。ただし、県又は県内の市町村の機関が行うスポーツ行事で専用利用をするときは、この限りでない。

(2) 補助競技場 ア及びイに掲げる専用利用以外の専用利用。

ア 陸上競技場を主たる会場とする陸上競技大会を開催するための補助競技場の専用利用。

イ 公共団体又は公共的団体が県民を対象とした陸上競技に関するスポーツ行事を行うための補助競技場の専用利用。

(3) 陸上競技場又は球技場 天然芝を良好に保つために必要となる養生期間として所長が定める期間における利用。ただし、天然芝の育成に影響のない範囲において、県又は県内の市町村の機関が行うスポーツ行事その他の行事で当該期間以外では実施できないと所長が認めるものはこの限りでない。

(4) スポーツセンターの施設等 所長がスポーツセンターを利用することが不相当と認めるとき。

(実施細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、スポーツセンターの利用等に関し必要な事項は、所長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

2 神奈川県立スポーツセンターの準備行為に関する事務処理要綱(令和元年10月1日教育局指導部保健体育課施行。以下「教育委員会要綱」という。)の規定によって神奈川県教育委員会教育長又は神奈川県立体育センター所長がした承認その他の行為でこの要綱の施行の際現に効力を有するもの若しくはこの要綱の施行の日前に教育委員会要綱の規定によって神奈川県立体育センター所長に対してされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定により所長がした承認その他の行為又は所長に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

別表（第4条関係）

区 分		期 間	
特別優先	利用予約	受付期間	前年度の6月15日から6月30日まで
		決定期限	前年度の7月30日
	利用申請	申請期間	前年度の8月1日から8月15日まで
		承認期限	前年度の9月15日
第1優先	利用予約	受付期間	前年度の8月1日から8月15日まで
		決定期限	前年度の9月30日
	利用申請	申請期間	前年度の10月1日から10月15日まで
		承認期限	前年度の10月30日
第2優先	利用予約	受付期間	前年度の10月1日から10月15日まで
		決定期限	前年度の11月15日
	利用申請	申請期間	前年度の11月15日から11月30日まで
		承認期限	前年度の12月28日

備考 上記の期間の開始日、終了日又は承認期限が休場日の場合は、開始日にあつては休場日の次の日、終了日又は承認期限にあつては、休場日の前日とする。